

診療報酬改定に関するお知らせ

令和6年6月1日より厚生労働省の診療報酬改定が行われます。

これまで当院では生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）のいずれかを主病とする患者様には、「特定疾患療養管理料」を算定しておりましたが、この点数の対象疾患から、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が除外され、新たに「生活習慣病管理料（Ⅱ）」を算定することとなりました。

対象の患者様には、目標設定や血圧、体重、食事、運動等に関する指導内容を記載した「療養計画書」を数ヶ月に1度作成し、お渡しいたします。そのため、**数ヶ月に1度、身長・体重測定を診察前に行います。**

こちらの「療養計画書」には、**初回のみ必ず患者様のご署名をいただくこととなります**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ただし、生活習慣病の治療を行っていても、他の疾患を主病として治療を行っている場合は、これまでどおり「特定疾患療養管理料」等での算定となる場合があります。

※これまで「特定疾患療養管理料」を算定していた患者様において、「生活習慣病管理料（Ⅱ）」へ変更となった場合の窓口自己負担額について、これまでより自己負担額が大幅に高くなることはありません。